

公 告

下記の業務委託について、一般競争入札を執行しますので、藤枝市財務規則（昭和 52 年藤枝市規則第 11 号）第 122 条の規定に基づき公告します。

令和 7 年 7 月 25 日

藤枝市立総合病院
病院事業管理者 毛利 博

1 入札執行者 藤枝市病院事業管理者 毛利 博（受任者 病院総務課長）

2 入札に付する事項

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| (1) 入札番号 | 第 6 号 |
| (2) 件名 | 訪問看護用公用車（軽自動車）購入契約 |
| (3) 品名・規格・数量等 | 別紙仕様書のとおり |
| (4) 納入場所 | 藤枝市立総合病院（藤枝市駿河台 4 丁目 1 番 11 号） |
| (5) 納入期限 | 令和 7 年 10 月 31 日まで |

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしていることについて確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 年度に藤枝市物品の製造等入札参加資格（四輪車両（小型・普通））を有している者であること。
- (3) 藤枝市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成 9 年藤枝市告示第 111 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者。

イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

4 入札日時等

- (1) 入札執行日時 令和7年8月7日（木） 午後1時30分から
- (2) 入札執行場所 藤枝市駿河台4丁目1番11号
藤枝市立総合病院 2階 第二会議室
- (3) 入札方法 入札書の持参による。（郵送又は電送による入札は認めない。）
入札書の封印は必要なし。
入札執行回数は、2回を限度とする。
- (4) 持参書類 入札書、入札参加資格確認通知書の写し、委任状（代理人が入札する場合）
- (5) 最低制限価格 無
- (6) 入札保証金 免除
- (7) 契約保証金 免除
- (8) 前金払 無
- (9) 訪問看護用公用車（軽自動車）購入契約入札心得

訪問看護用公用車（軽自動車）購入契約入札心得は藤枝市立総合病院ホームページに掲載する。
入札参加者は遵守すること。

(10) 入札書の入札金額の記入方法

決定にあたっては、入札書に記載された金額から、使用済自動車の再資源化に関する法律（平成14年法律第87号）によるリサイクル料金等（以下「リサイクル料金等」という。）の非課税金額を除いた金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「車両等価格」という。）に、リサイクル料金等、自賠責保険料及び自動車重量税を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった車両等価格の110分の100に相当する金額にリサイクル料金等を加算した金額を入札書に記載すること。

(11) 入札の無効

無効となる入札については、公用車（軽自動車貨物）売買契約入札心得の定めによる。入札参加資格を確認された者であっても、その後に入札参加資格がないことが明らかになったときは、その者がした入札は無効とする。

(12) 不落随意契約

限度とする回数を入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約に移行し、最低価格をもって入札した者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内で決定とする。ただし、最低価格をもって入札した者が随意契約を希望しない場合は、この限りではない。

見積書を徴取する回数は2回を限度とし、2回目においても決定しない場合は、次に安価な価格で入札したものから同様の手続きで見積書を徴取する。以後、契約の相手方が決定するまで、同様の手続きを行う。

同価格の入札した者があった場合の見積書を徴取する順番はくじ引きで決定する。

最低の価格で入札した者から見積書を徴取してもなお契約の相手方が決定できなかった場合は、当該不落随意契約の手続きは終了とする。